

【図書名等】 衛生管理（上）＜第2種用＞

コード No.23288 第13版 定価 1,760 円（本体 1,600 円＋税 10%）

【発行日】 令和5年3月28日

【改訂の概要】

改訂のあらまし	該当頁
法令改正に対応した修正、統計数値の更新のほか、記述を改めました。主な改正点は以下のとおりです。 また本文中の法令については、p4 凡例に示したとおり略称に修正しています。 その他、注の書式を欄外にまとめる形式に変更しています。	
第1章 はじめに	
2 衛生管理者の役割	
(1) 「業務上の疾病」について、労基則別表第1の2に関しては、「業務上の疾病」とし、それ以外については「業務上疾病」と使い分けた。	14
3 労働衛生の現状	
・各種統計数字、それに関わる記述や図表を最新の内容に更新。	18～24
第2章 衛生管理体制	
1 トップ、ライン、スタッフの役割	
(1) トップの役割で、総括衛生管理者の選任を要しない職場について加筆。	26
2 労働衛生管理体制の整備	
(1) 総括衛生管理者の代理選任の条件を追加。	27
(2) 一部記述追加修正。	31
4 労働衛生マネジメントシステムとリスクアセスメント	
(2) 労働環境の変化による業務上疾病の原因の多様化について加筆。	39
5 労働衛生管理に必要な記録と届出、報告	
(2) ウ、石棉解体作業等について事前調査結果の届出など追加。	40
第3章 作業環境要素と職業性疾病	
2 一般作業環境	
(1) 事務所則による測定は「湿度」→「相対湿度」に修正。	43～44、47
・令和4年内施行の括弧書きについては削除。	43～44、47
・表3-3 通達の改正にあわせ修正。	46
(2) 喫煙専用室の気流について健康増進法施行規則第16条の根拠に基づき「0.2m/s」→「0.2m/s以上」に修正。	47
(3) 照度について事務所則の規定も追加。	48
・表3-4 安衛則の基準から事務所則の基準に差し替え。	48
(4) 「令和3年度騒音障害防止のためのガイドライン見直しに関する報告書」に基づき、「dB(A)」→「dB」に修正。	50～51
・「作業効率」→「作業能率」に修正。	52
(6) 表3-8の但し書きとして、独立個室型の便所を設ける場合について追加。	53
3 生物学的要因と健康障害	
(1) ウ（ウ）「マイクログル球菌感染」→「エアロゾル感染」に記述変更。	54
(エ) 「5μm以下」→「乾燥した」へ変更。	54
(2) ア「(クオンティフェロン®TB-2G検査)」→「やT-S P O T検査」に変更。	55
・オ「新型コロナウイルス」について後半部分をp160へ移動。	56～57

4	作業要因と健康障害	
	(3) 自殺者数の更新。	63
	・表 3-9 について、出典名を加筆。	64
	・表 3-11 について、発出日、発出番号を補う。	66
	(5) 認定基準の正式名称を補う。	68
5	職業性疾病と業務上疾病	
	(1) 「業務上の疾病」→「業務上疾病」へ修正。他文言修正。	68
第 4 章 作業環境管理		
3	作業環境測定	
	・表 4-1 表内をわかりやすく整理し、文言を補った。	77
4	作業環境の改善	
	(1) 令和 4 年内施行の括弧書きを削除。	78
5	快適職場環境の形成	
	(1) 旧版 p 82 下から 5 行目～p 83 上から 5 行目について、後段でも繰り返して述べているため、削除。	82～83
	(2) 図 4-4 イラストに呼吸用保護具を追加。	87
第 5 章 作業管理		
4	作業管理の具体例	
	(2) VDT ガイドラインの記述を削除。	105
	・図 5-4 ※1、2 を削除。	107
第 6 章 健康管理		
2	医学的検査	
	(2) 表 6-2 「高度肥満」を追加	115
	・表 6-3 診断基準に則り文言を補う。	116
	(3) イ 「純音聴力検査以外の方法」についての記述は削除。	117
	(8) エ 「A _{1c} 」→「A1 _c 」へ修正。	119
	・定期健康診断等における血糖検査の取扱いについて内容修正。	119
3	健康診断	
	・表 6-11 マンガン化合物を取り扱う業務の項目を削除。	130
4	健康診断の事後措置	
	(2) 表 6-15 「じん肺健康診断」→「じん肺」に修正。	136
7	過重労働による健康障害防止対策	
	(4) ア ①～⑥まで削除して差替え。	147～148
	・新たにエ、オを追加。	148
8	職場における受動喫煙防止対策	
	・内容をコンパクトにするため文言を調整。	150
	・表 6-18 タイトルに「改正健康増進法による」を追加。	151
9	健康情報の取扱い	
	(3) ア「医療保険者からの定期健診に関する記録の写しの提供」に関して追加。	155
	(4) ア 「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」の内容に修正。	156
	・表 6-20 上記指針に基づき内容を差替え。	157
10	健康に関する危機管理（感染症）	
	(2) インフルエンザの記述を短く調整。	158
	(3) 「新型コロナウイルス感染症」の項目を追加。	158

11 健康管理に関する事業場外との連携 (5) 健康日本 21 の目標の期間の記述を修正。	161
第 7 章 健康保持増進対策とメンタルヘルス対策	
1 健康保持増進対策（THP）の意義と目的 ・ THP 指針の最終改正日を更新。	164
7 職場におけるメンタルヘルス対策 (1) ストレスチェックの実績の更新。 ・ 表 7-1 令和 3 年調査結果に更新。	170 171
(6) 50 人未満の事業場が努力義務であることを追加。 ・ 図 7-2 図の差替え。	177 178
第 8 章 労働衛生教育	
1 労働衛生教育の目的と意義 ・ 「業務上の疾病」 → 「業務上疾病」へ変更。	190
第 10 章 救急処置	
1 救急蘇生法 (2) 統計を令和 4 年版の数値内容に修正。	216
2 応急手当 (4) 「厚生労働省防災業務計画」について最終改正日を更新。	247
第 11 章 労働生理	
2 ライフサイクルと人体の機能の変化 (1) イ 令和 3 年度「体力運動能力調査」の数値内容に修正。	291
3 環境条件による人体の機能の変化 (3) ア 令和 3 年「労働安全衛生調査」の数値内容に修正。	295
第 12 章 有害業務に係る労働衛生概論	
1 有害作業環境と職業性疾病 (4) 一部文言修正 (5) 化学物質管理の新たな規制を追加	306 307
4 有害業務に係る健康管理 ・ 表 12-3 3,3-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタンの製造・取扱い業務を追加	315

2023.03.

中央労働災害防止協会